

最高裁秘書第680号

令和4年3月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

2月14日付け（同月18日受付、第030978号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
裁判所時報（令和4年2月15日号）（片面で9枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

第1784号  
令和4年2月15日号

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

◎裁判例	1
(民事)	
●離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務は、離婚の成立時に遅滞に陥る (令和2年(受)第1765号・令和4年1月28日 第二小法廷判決 一部破棄自判, 一部棄却, 一部却下)	
(刑事)	
●1 刑法168条の2第1項にいう「その意図に沿うべき動作をさせず, 又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」に当たるか否かの判断方法	
2 ウェブサイトの閲覧者の同意を得ることなくその電子計算機を使用して仮想通貨のマイニングを行わせるプログラムコードが不正指令電磁的記録に当たらないとされた事例 (令和2年(あ)第457号・令和4年1月20日 第一小法廷判決 破棄自判)	
◎最高裁判所判例要旨	7
(民事)	
●交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合における, 被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)724条前段所定の消滅時効の起算点 (令和2年(受)第1252号・令和3年11月2日 第三小法廷判決 一部破棄自判, 一部却下)	
◎記事	7
●人事異動(1月21日~2月1日)	
◎最高裁判所規程	8
●裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程	



## 裁判例

### 民事

#### ◎ 離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務は、離婚の成立時に遅滞に陥る

件名 離婚等請求本訴，同反訴事件

最高裁判所令和2年（受）第1765号  
令和4年1月28日 第二小法廷判決  
一部破棄自判，一部棄却，一部却下

上告人 X  
被上告人 Y  
原 審 大阪高等裁判所

#### 主 文

- 1 原判決主文第1項(2)のうち，20万円に対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払請求を認容した部分を次のとおり変更する。  
上告人は，被上告人に対し，20万円に対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。  
被上告人のその余の請求を棄却する。
- 2 原判決中，子の監護費用の分担に関する部分についての本件上告を却下する。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 訴訟の総費用は，これを5分し，その4を上告人の負担とし，その余を被上告人の負担とする。

#### 理 由

上告代理人岡本大典の上告受理申立て理由（ただし，排除された部分を除く。）について

1 上告人と被上告人は，平成16年11月に婚姻の届出をした夫婦であり，婚姻後同居し，2子をもうけたが，平成29年3月に別居するに至った。本件は，上告人が，本訴として，被上告人に対し，離婚を請求するなどし，被上告人が，反訴として，上告人に対し，離婚を請求するなどするとともに，不法行為に基づき，離婚に伴う慰謝料及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原審は，被上告人の離婚請求を認容し，被上告人の慰謝料請求を120万円の限度で認容すべきものとした上で，要旨次のとおり判断し，上記120万円

に対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払請求を認容すべきものとした。

被上告人の慰謝料請求は，上告人が被上告人との婚姻関係を破綻させたことに責任があることを前提とするものであるところ，上記婚姻関係が破綻した時は，平成29年法律第44号（以下「改正法」という。）の施行日である令和2年4月1日より前であると認められるから，上記の慰謝料として上告人が負担すべき損害賠償債務の遅延損害金の利率は，改正法による改正前の民法所定の年5分と解するのが相当である。

3 しかしながら，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりである。

(1) 離婚に伴う慰謝料請求は，夫婦の一方が，他方に対し，その有責行為により離婚をやむなくされ精神的苦痛を被ったことを理由として損害の賠償を求めるものであり，このような損害は，離婚が成立して初めて評価されるものであるから，その請求権は，当該夫婦の離婚の成立により発生するものと解すべきである。そして，不法行為による損害賠償債務は，損害の発生と同時に，何らの催告を要することなく，遅滞に陥るものである（最高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁参照）。したがって，離婚に伴う慰謝料として夫婦の一方が負担すべき損害賠償債務は，離婚の成立時に遅滞に陥ると解するのが相当である。

(2) 以上によれば，離婚に伴う慰謝料として上告人が負担すべき損害賠償債務は，離婚の成立時である本判決確定の時に遅滞に陥るといふべきである。したがって，改正法の施行日前に上告人が遅滞の責任を負った（改正法附則17条3項参照）ということではできず，上記債務の遅延損害金の利率は，改正法による改正後の民法404条2項所定の年3パーセントである。

なお，被上告人の慰謝料請求は，上告人との婚姻関係の破綻を生ずる原因となった上告人の個別の違法行為を理由とするものではない。そして，離婚に伴う慰謝料とは別に婚姻関係の破綻自体による慰謝料が問題となる余地はないといふべきであり，被上告人の慰謝料請求は，離婚に伴う慰謝料を請求するものと解すべきである。

4 以上と異なる原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり，論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。そして，以上に説示したところによれば，被上告人の附帯請求のうち，不服申立ての範囲である20万円に対する遅延損害金を請求する部分については，本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきである。したがって，

原判決中、上記部分を認容した部分を主文第1項のとおり変更することとし、子の監護費用の分担に関する上告については、上告受理申立書及び上告受理申立て理由書に上告受理申立て理由の記載がないからこれを却下し、その余の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、これを棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)

刑事

- ◎ 1 刑法168条の2第1項にいう「その意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」に当たるか否かの判断方法
- 2 ウェブサイトの閲覧者の同意を得ることなくその電子計算機を使用して仮想通貨のマイニングを行わせるプログラムコードが不正指令電磁的記録に当たらないとされた事例

件名 不正指令電磁的記録保管被告事件

最高裁判所令和2年(あ)第457号  
 令和4年1月20日 第一小法廷判決 破棄自判

被告人 A  
 原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。  
 本件控訴を棄却する。

理 由

弁護人平野敬の上告趣意のうち、刑法168条の2第1項にいう「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令」の文言が漠然不明確であるとして憲法21条1項、31条違反をいう点は、同文言が不明確であるとはいえないから、前提を欠き、その余は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論に鑑み、職権をもって調査すると、原判決は、刑訴法411条1号、3号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

第1 事案の概要及び事実関係

1 本件公訴事実(訴因変更後のもの)の要旨は、「被告人は、インターネット上のウェブサイト『X』の運営者であるが、X閲覧者が使用する電子計算機の中央処理装置に同閲覧者の同意を得ることなく仮想通貨モネロの取引履歴の承認作業等の演算を行わせてそれによる報酬を取得しようと考え、正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、平成29年10月30日から同年11月8日までの間、X閲覧者が使用する電子計算機の中央処理装置に前記演算を行わせるプログラムコードが蔵置された

サーバコンピュータに同閲覧者の同意を得ることなく同電子計算機をアクセスさせ同プログラムコードを取得させて同電子計算機に前記演算を行わせる不正指令電磁的記録であるプログラムコード(以下「本件プログラムコード」という。)を、サーバコンピュータ上のXを構成するファイル内に蔵置して保管し、もって人が電子計算機を使用するに際してその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録を保管した」というものである。

仮想通貨(暗号資産)の取引履歴の承認作業等の演算は、仮想通貨の信頼性を確保するために行われ、その演算のために電子計算機の機能を提供した者に対して、報酬として仮想通貨が発行される仕組みになっている。承認作業等の演算を行って仮想通貨を得ることを「マイニング」と称するところ、本件当時、ウェブサイトの収入源として、閲覧者の同意を得ることなくその電子計算機を使用してマイニングを行わせるCoinhiveというウェブサービス(以下「コインハイブ」という。)が、Coinhive Teamという事業者(以下「コインハイブチーム」という。)により提供されていた。

本件は、被告人が、Xの収入源としてコインハイブによるマイニングの仕組みを導入するために本件プログラムコードをサーバコンピュータに保管した行為について、不正指令電磁的記録保管罪に問われた事案であり、主な争点は、本件プログラムコードが、刑法168条の2第1項(以下「本件規定」という。)にいう「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」に当たるか否かである(以下、「その意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき」という要件を「反意図性」といい、「不正な」という要件を「不正性」という。)

2 第1審判決及び原判決の認定並びに記録によると、本件の事実関係は、以下のとおりである。

被告人は、平成29年9月当時、音声合成ソフトウェアを用いて作られた楽曲の情報を共有するウェブサイト「X」を運営していた。

コインハイブは、平成29年9月、コインハイブチームにより提供が開始されたウェブサービスである。その内容は、登録したウェブサイトの運営者(以下「登録者」という。)に対し、ウェブサイト閲覧者が閲覧中に使用する電子計算機の中央処理装置に同閲覧者の同意を得ることなく仮想通貨Monero(モネロ)の取引台帳へ取引履歴を追記する承認作業等の演算を行わせ、その演算が成功すると、報酬として仮想通貨の取得が可能になるというマイニングを実行するプロ

グラムコード（以下「本体プログラム」という。）を取得するためのプログラムコードを提供し、報酬の7割を登録者に分配し、3割をコインハイブチーム側が取得するというものであり、登録者が、提供された前記プログラムコードをウェブサイト内に設置すると、閲覧者の電子計算機によりマイニングが実行され、登録者が報酬の分配を得ることができるというものであった。

コインハイブによるマイニングの仕組みは、前記プログラムコードが設置されたウェブサイトを開覧すると、同プログラムコードの指令により閲覧者の電子計算機が自動的に本体プログラムが蔵置されたサーバコンピュータに接続され、本体プログラムが読み込まれてマイニングを指令され、その指令により閲覧者の電子計算機の中央処理装置が演算を行い、演算結果が同サーバコンピュータに送信されるというものであり、閲覧を終了するとマイニングも終了するというものであった。

被告人は、X閲覧を通じて利益を得るため、平成29年9月21日、コインハイブに登録し、提供されたプログラムコードに、被告人に割り当てられたサイトキーを記述したもの（本件プログラムコード）を、サーバコンピュータ上のX内に設置し、本件公訴事実の期間中、Xを構成するファイル内に蔵置して保管した。本件当時、一般の使用者に、ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは認知されていなかったが、被告人は、Xに、閲覧中にマイニングが行われることについて同意を得る仕様を設けたり、マイニングに関する説明やマイニングが行われていることの表示をしたりすることなく、本件プログラムコードを保管していた。

被告人は、本件プログラムコードにおいて、閲覧者の電子計算機の中央処理装置使用率を調整する値を0.5と設定した。この数値の場合、マイニングを実行すると、閲覧者の電子計算機の消費電力が若干増加したり中央処理装置の処理速度が遅くなったりするが、極端に遅くはならず、これらの影響の程度は、閲覧者が気付くほどではなく、また、一般的なウェブサイトで広く実行されている広告を表示するプログラム（以下「広告表示プログラム」という。）と有意な差異はなかった。

## 第2 第1審判決及び原判決

1 第1審判決は、本件プログラムコードの不正指令電磁的記録該当性について、要旨、次のとおり判断して、被告人に無罪を言い渡した。

(1) 反意図性は、当該プログラムの機能につき一般に認識すべきと考えられるところを基準として判断するのが相当であるところ、Xにはマイニングに関する

説明はなく、閲覧中にマイニングが行われることについて同意を得る仕様にもなっていないことが、ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは一般の使用者に認知されておらず、マイニングによる電子計算機への負荷の程度に照らして一般の使用者がその実行に気付くことはないといえることなどからすると、一般の使用者が、X閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという本件プログラムコードの機能について認識すべきとはいえないから、反意図性が認められる。

(2) 不正性は、ウェブサイトの運営者及び閲覧者等にとっての有用性や必要性、使用者への影響や弊害等の事情を考慮し、当該プログラムの機能の内容が社会的に許容し得るものであるか否かという観点から判断するのが相当であるところ、①本件プログラムコードの実行により運営者が得る利益は、ウェブサイトの質の維持向上のための資金源になり得るから、閲覧者にとって利益となる面があること、②本件プログラムコードの実行により生ずる閲覧者の電子計算機の処理速度の低下等は、広告表示プログラム等の場合と大差ない上、X閲覧中に限定されることなどからすると、本件プログラムコードが社会的に許容されていなかったとはいえず、不正性は認められない。

2 検察官が控訴し、第1審判決には本件規定の解釈適用の誤りや事実誤認があると主張した。原判決は、本件プログラムコードの不正指令電磁的記録該当性について、要旨、次のとおり判断し、第1審判決は本件規定の解釈を誤って事実を誤認したものであるとして、第1審判決を破棄し、被告人を罰金10万円に処した。

(1) 反意図性は、当該プログラムの機能について一般に認識すべきと考えられるところを基準とした上で、一般の使用者の意思に反しないものと評価できるかという観点から規範的に判断すべきであり、一般の使用者が事前に機能を認識した上で実行することが予定されていないプログラムについては、その機能の内容そのものを踏まえ、一般の使用者が機能を認識しないまま当該プログラムを使用することを許容していないと規範的に評価できる場合に反意図性を肯定すべきである。

本件プログラムコードは、X閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという機能を有するものであり、閲覧することによりマイニングが行われることの表示は予定されておらず、マイニングにより生じた報酬を閲覧者が得ることは予定されていない。一般に、閲覧者は、閲覧に必要なプログラムを実行することは承認していると考えられるが、本件プログラムコードによるマイニングは閲覧に必要なではない。その上、本件プログラムコードによるマイニングは閲覧者の電子計算

機に一定の負荷を与えるものであるのに、閲覧者には利益がもたらされないし、閲覧者にマイニングによって電子計算機が使用されていることを知る機会やマイニングを拒絶する機会も保障されていない。

このような本件プログラムコードは、使用者に利益をもたらさない上、使用者に無断で電子計算機を使用して利益を得ようとするものであり、一般の使用者が許容しないことは明らかであるから、反意図性を認めた第1審判決の結論は正当である。

(2) 不正性は、反意図性のあるプログラムであっても、使用者として想定される者における当該プログラムを使用すること自体に関する利害得失や、使用者に生じ得る不利益に対する注意喚起の有無などを考慮した場合、プログラムに対する信頼保護や電子計算機による適正な情報処理という観点からみて、社会的に許容されることがあるので、そのような場合を規制の対象から除外する趣旨の要件である。

本件プログラムコードは、閲覧者に利益を生じさせない一方で一定の不利益を与えるものである上、不利益に関する表示等もされないから、プログラムに対する信頼保護という観点から社会的に許容すべき点はない。また、X閲覧中に、閲覧者の電子計算機を、閲覧者以外の利益のために無断で使用されるものであり、電子計算機による適正な情報処理の観点からも、社会的に許容されるということとはできない。

第1審判決は、前記1(2)①②等の事情を挙げて不正性を否定するが、①について、そのような利益は、意に反するプログラムの実行を使用者が気付かないような方法で受忍させた上で実現されるべきものではないし、②について、広告表示プログラムは閲覧に付随して実行され実行結果も表示されるものが一般的であり、その点で本件プログラムコードとは大きな相違があるから比較検討になじまない上、本件は、意図に反し電子計算機が使用されるプログラムであることが主な問題であるから、処理速度の低下等が使用者の気付かない程度であったとしても不正性を左右しない。

これらによれば、本件プログラムコードは、その機能を中心に検討すると、反意図性もあり不正性も認められる。

### 第3 当裁判所の判断

1 不正指令電磁的記録に関する罪は、電子計算機において使用者の意図に反して実行される不正プログラムが社会に被害を与え深刻な問題となっていることを受け、電子計算機による情報処理のためのプログラムが、「意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令」を与えるものではないという社会一般の信頼を保護し、ひいては電子計算機の社会的機能を保護するために、反意図性が

あり、社会的に許容し得ない不正性のある指令を与えるプログラムの作成、提供、保管等を、一定の要件の下に処罰するものである。

このような本件規定の趣旨及び保護法益に照らせば、プログラムの反意図性及び不正性については、次のとおり解するのが相当である。

すなわち、反意図性は、当該プログラムについて一般の使用者が認識すべき動作と実際の動作が異なる場合に肯定されるものと解するのが相当であり、一般の使用者が認識すべき動作の認定に当たっては、当該プログラムの動作の内容に加え、プログラムに付された名称、動作に関する説明の内容、想定される当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある。

また、不正性は、電子計算機による情報処理に対する社会一般の信頼を保護し、電子計算機の社会的機能を保護するという観点から、社会的に許容し得ないプログラムについて肯定されるものと解するのが相当であり、その判断に当たっては、当該プログラムの動作の内容に加え、その動作が電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響の有無・程度、当該プログラムの利用方法等を考慮する必要がある。

2 本件プログラムコードの動作は、Xの閲覧中、閲覧者の電子計算機を使用してマイニングを行わせるというものである。

一般的なウェブサイトにおいて、運営者が閲覧を通じて利益を得る仕組みとして広告表示プログラムが広く実行されている実情に照らせば、一般の使用者において、ウェブサイト閲覧中に、閲覧者の電子計算機を一定程度使用して運営者が利益を得るプログラムが実行され得ることは、想定範囲内であるともいえる。

しかしながら、そのようなプログラムとして、本件プログラムコードの動作を一般の使用者が認識すべきといえるか否かについてみると、Xは、閲覧中にマイニングが行われることについて同意を得る仕様になっておらず、マイニングに関する説明やマイニングが行われていることの表示もなかったこと、ウェブサイトの収益方法として閲覧者の電子計算機にマイニングを行わせるという仕組みは一般の使用者に認知されていなかったことといった事情がある。これらの事情によれば、本件プログラムコードの動作を一般の使用者が認識すべきとはいえず、反意図性が認められる。

3 本件プログラムコードは、Xの運営者である被告人が、X閲覧を通じて利益を得るため、閲覧者の同意を得ることなく、その電子計算機においてマイニングを行わせるために保管したものである。

確かに、原判示のとおり、本件プログラムコードによるマイニングは、閲覧者の同意を得ることなくその電子計算機に一定の負荷を与え、これに関する報酬を

閲覧者が取得することができないものであるのに、閲覧者にマイニングの実行を知る機会やこれを拒絶する機会が保障されていないなど、プログラムに対する信頼という観点から、より適切な利用方法等が採り得たものである。

しかしながら、前記1の保護法益に照らして重要な事情である電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響は、X閲覧中に閲覧者の電子計算機の中央処理装置を一定程度使用することにとどまり、その使用の程度も、閲覧者の電子計算機の消費電力が若干増加したり中央処理装置の処理速度が遅くなったりするが、閲覧者がその変化に気付くほどのものではなかったと認められる。

また、ウェブサイトの運営者が閲覧を通じて利益を得る仕組みは、ウェブサイトによる情報の流通にとって重要であるところ、被告人は、本件プログラムコードをそのような収益の仕組みとして利用したものである上、本件プログラムコードは、そのような仕組みとして社会的に受容されている広告表示プログラムと比較しても、閲覧者の電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響において有意な差異は認められず、事前の同意を得ることなく実行され、閲覧中に閲覧者の電子計算機を一定程度使用するという利用方法等も同様であって、これらの点は社会的に許容し得る範囲内といえるものである。

さらに、本件プログラムコードの動作の内容であるマイニング自体は、仮想通貨の信頼性を確保するための仕組みであり、社会的に許容し得ないものとはいえない。

以上のような、本件プログラムコードの動作の内容、その動作が電子計算機の機能や電子計算機による情報処理に与える影響、その利用方法等を考慮すると、本件プログラムコードは、社会的に許容し得ないものとはいえず、不正性は認められない。

4 以上のとおり、本件プログラムコードは、反意図性は認められるが、不正性は認められないため、不正指令電磁的記録とは認められない。

原判決は、不正指令電磁的記録の解釈を誤り、その該当性を判断する際に考慮すべき事情を適切に考慮しなかったため、重大な事実誤認をしたものというべきであり、これらが判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、刑訴法411条1号、3号により原判決を破棄することとし、上記の検討によれば、本件プログラムコードの不正指令電磁的記録該当性を否定して被告人を無罪とした第1審判決は是認することができ、本件規定の解釈適用の誤りや事実誤認を主張する検察

官の控訴は理由がないことに帰するから、同法413条ただし書、414条、396条によりこれを棄却することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官清野憲一、同古賀栄美、同山内由光 公判出席

(裁判長裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堺 徹)

## 最高裁判所判例要旨

### 民事

- 交通事故により被害者に身体傷害及び車両損傷を理由とする各損害が生じた場合における、被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条前段所定の消滅時効の起算点

令和2年（受）第1252号  
 令3・11・2三小判  
 一部破棄自判，一部却下  
 民集75巻9号本誌1779号

交通事故の被害者の加害者に対する車両損傷を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）724条前段所定の消滅時効は、同一の交通事故により同一の被害者に身体傷害を理由とする損害が生じた場合であっても、被害者が、加害者に加え、上記車両損傷を理由とする損害を知った時から進行する。

## 記事

### ◎人事異動

定年退官 仙台高等裁判所判事	秋山 敬 (1月21日)
仙台高等裁判所判事 山形地方・家庭裁判所長	深沢茂之
山形地方・家庭裁判所長 福岡高等裁判所宮崎支部判事	渡邊英敬
福岡高等裁判所宮崎支部判事 東京地方・家庭裁判所立川支部判事	矢数昌雄
東京地方・家庭裁判所立川支部判事 さいたま地方・家庭裁判所判事	田尻克巳
さいたま地方・家庭裁判所判事 千葉地方・家庭裁判所判事	金子大作
千葉地方・家庭裁判所判事 東京高等裁判所判事	丸山哲巳
定年退官 市川簡易裁判所判事	岡崎昌吾 (以上1月22日)
市川簡易裁判所判事 東京簡易裁判所判事	丹生谷定利 (1月23日)
定年退官 京都簡易裁判所判事	大西嘉彦 (1月24日)
京都簡易裁判所判事 豊中簡易裁判所判事	富田孝明
豊中簡易裁判所判事 大阪簡易裁判所判事	山本 猛 (以上1月25日)
定年退官 京都簡易裁判所判事	東尾龍一
依願退官（在外公館） 事務総局刑事局付	大竹泰章
依願退官 名古屋地方裁判所判事補	築山健一 (以上1月31日)
東京地方裁判所判事 事務総局人事局付	根本宜之
事務総局人事局付 東京地方裁判所判事補	渡邊毅裕
京都簡易裁判所判事 伊丹簡易裁判所判事	近藤 基 (以上2月1日)

最高裁判所規程

◎裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程

(令和四年一月二十六日 最高裁判所規程第一号)

裁判所職員総合研修所規程（平成十六年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（研修に関する事項の決定）」に改め、同条中「各年度における」を「前条第一項の研修については、」に改め、「研修の実施に関する」を削り、「最高裁判所が」の下に「これを」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

第二条の次に次の一条を加える。

（研修計画の大綱の申出）

第二条の二 裁判所職員総合研修所長は、毎年三月三十一日までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第三章中第十二条の次に次の一条を加える。

（養成に関する事項の決定）

第十二条の二 第四条から前条までに定めるものを除いて、養成に関し必要な事項は、裁判所職員総合研修所長がこれを定める。

第十三条中「における研修及び養成」を削り、「裁判所職員総合研修所長が」の下に「これを」を加える。

附則

この規程は、令和四年一月二十八日から施行する。

